

数は1,792人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は278人であった。

証人の保護等の状況

年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成21年	79	1,094	235
平成22年	102	1,295	261
平成23年	136	1,317	242
平成24年	121	1,757	288
平成25年	116	1,792	278

(注)

1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。

2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。

提供：法務省

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

○主な取組

- ・被害者参加人への旅費等の支給に関する検討（法務省）

公判期日等に出席した被害者参加人が日本司法支援センターから旅費、日当及び宿泊料の支給を受けられるようにすることを内容とする、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律」（平成25年法律第33号）が平成25年6月成立した（同年12月1日施行）。

- ・被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討（法務省）

被害者参加人の資力基準について、その算定の基礎となる必要生計費等を勘案すべき期間を3月間から6月間に伸張することにより、国の費用で被害者参加弁護士が選定される被害者参加人の範囲を拡大することを内容とする、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律」（平成25年法律第33号）が平成25年6月成立した（同年12月1日施行）。

4 支援等のための体制整備への取組

(1) 相談及び情報の提供等

○主な取組

- ・地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等（内閣府）

平成26年4月1日現在、全国1,722市区町村（政令指定都市を除く）中、1,691市区町村（約98%）において施策主管課

（犯罪被害者等施策担当窓口となる部局）が確定され、1,390市区町村（約81%）において総合的対応窓口（犯罪被害者等からの問合せ・相談があった場合に総合的な対応を行う窓口）が設置されている。